

# 入居資格審査にあたって

## 次の場合は当選(補欠を含む)資格を取消します

- (1) 指定期日までに審査必要書類を郵送、または持参されないとき。  
(事前に連絡がある場合はこの限りではありません)
- (2) 入居申込書、その他審査に必要な書類の記載事項が、事実と違うとき。
- (3) 住所(連絡先)変更を連絡されないため、入居資格審査ができないとき。
- (4) 入居申込書に載っている入居家族(別居家族・婚約者を含む)全員が、指定された入居期間内に同時入居できないとき。
- (5) 入居申込書に記入された入居親族に変更(死亡・出生の場合は、再審査を行いません。)があったとき。婚約者が変わったときも同じです。
- (6) 入居手続に際して、入居資格審査時に付した条件を満たせないとき。  
(例 婚姻届受理証明書、退職済証明書、所有権移転済登記簿謄本等の提出)
- (7) 当選後、申込みされた応募区分の資格を確認できない場合、入居資格を満たしている場合であっても当選は失格となります。
- (8) 過去に府営住宅に居住していた方で、未納や不正な使用(無断退去など)が判明したとき。



## 審査必要書類に不足がある場合

- 提出書類に不足があるとき、または補足していただく必要があるときには連絡カードでお知らせしますので、指定期日までに再度提出してください。
- 入居資格が確認できない場合は入居できません。

### 注意

事前に連絡のないまま、指定期日までに提出されない場合は、辞退されたものとして取り扱います。

